

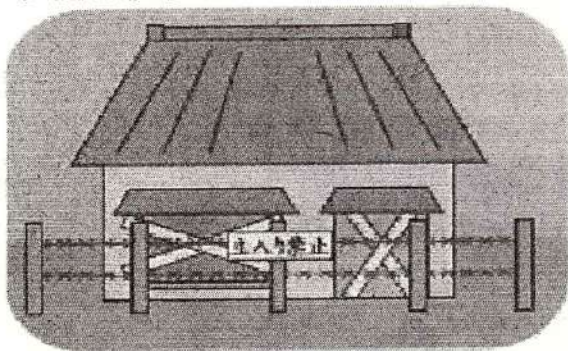
南橋地区ご町内の皆様へ

「空家からの火災」にご注意を !!

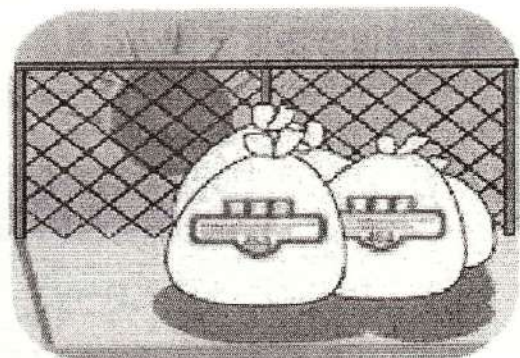
本年度に入り、南橋地区では空家からの火災が連続して発生しています。空家の管理につきましては、火災予防条例により、所有者の方が適切な方法にて行うことになっています。また、空家の所有者ではない皆様におかれましても、普段から家の周りに可燃物を置かないことなど、以下の図のような対策を講じることが火災予防上、大変有効となります。



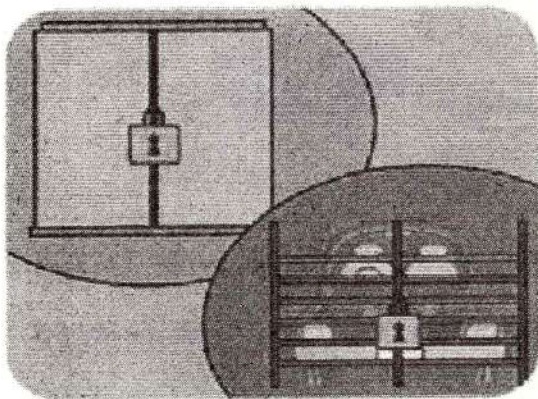
大切な財産を守るため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



空き家の侵入防止措置をする



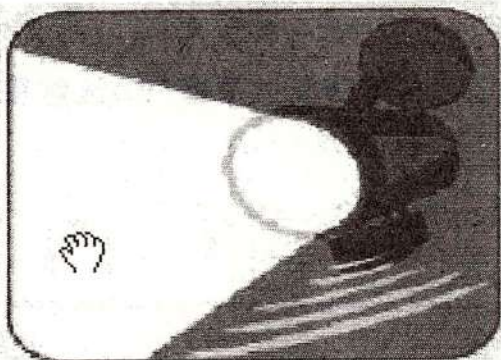
資源・ゴミは収集日の朝に出す



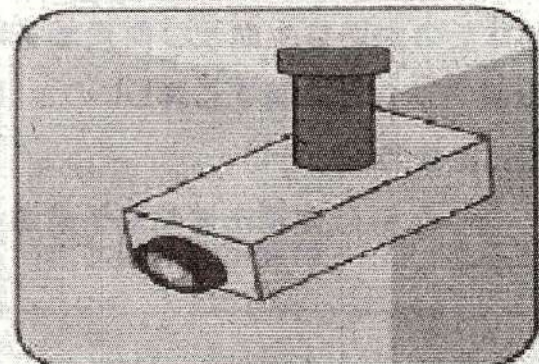
物置や車庫には必ず鍵を掛ける



隣近所で声を掛け合う



センサー付ライトを設置する



監視カメラを設置する



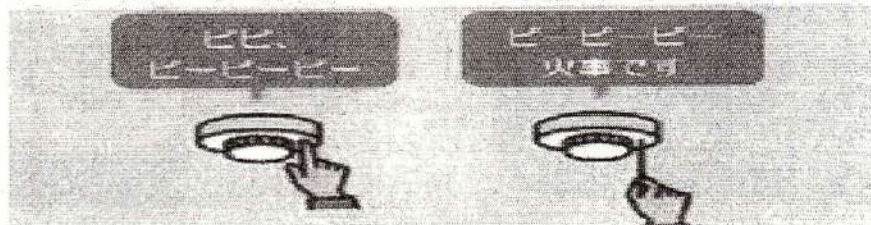
住宅用火災警報器に寿命があるって知ってましたか？

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

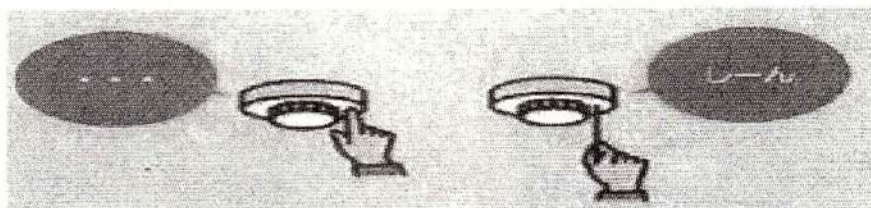
前橋市では、戸建て住宅（店舗等の併用住宅を含む）及び共同住宅の寝室部分等における住宅用火災警報器の設置について、新築では平成18年6月1日から、また、平成18年6月以前に建てられた戸建て住宅等では、平成20年6月1日から義務付けられています。

取り替えの目安は10年です。ご自宅の住宅用火災警報器をチェックしましょう。作動確認の方法は下図のとおりです。

正常な場合は？
メッセージまたは火災警報音が鳴ります



音が鳴らない場合は異常？



※音が鳴らない場合は、電池がきちんとセットされているか確認してみましょう。

※それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。

まだ住宅用火災警報器を設置されていない方は、早急に設置していただき、あなたの大切な生命及び財産等を恐ろしい火災から守りましょう！

設置方法などに関する詳しいことは、前橋市消防局予防課又は最寄りの消防署におたずねください。

☆ 前橋市消防局予防課
☆ 前橋市消防局北消防署

☎220 - 4507
☎231 - 0119

2021年度全国統一防火標語

『おうち時間 家族で点検 火の始末』